



正副会長の活動状況

—会務報告—

日本弁理士会副会長

角田 朗

1. はじめに

2026年度日本弁理士会の副会長を拝命しました角田 朗です。担当の附属機関、地域会、委員会、ワーキンググループについて、紹介いたします。

なお、本稿の執筆時点（4月2日）では、まだ役員会が立ち上がったばかりで、関係省庁等へのご挨拶を行っている最中です。各組織の会務活動については今後の予定として報告する点、ご容赦ください。

2. 会務報告

（1）中央知的財産研究所

中央知的財産研究所は、長期的及び国際的視野から内外の知的財産及び弁理士に関する諸問題についての調査、研究及び情報の提供並びにこれらに関連する諸事業を行うことにより、知的財産権制度及び弁理士制度の健全な発展に資することを目的とする附属機関です。中央知的財産研究所は、運営会議、正副所長会議、作業部会、研究部会から構成されています。

昨年度は4つのテーマ、①「標識法を中心とした知的財産法上の現代的課題」、②「知的財産と経済—技術集約的なサプライチェーンにおける知財政策と競争政策の交錯—」、③「適正な範囲で特許を取得し権利行使を可能とするクレーム・明細書とは—権利成立段階と権利成立後の両面から—」、④「特殊なクレームの特許をめぐる諸問題」を研究対象としていました。今年度は①、②、③の研究成果を別冊パテントへ掲載し、①と②の後継となる研究部会を開始する予定です。

（2）北海道会

北海道会は、道内に拠点を置く弁理士によって構成されており、60名以上の弁理士が所属しています（2026年3月現在）。道内事業者、個人、各種団体に向けて、知的財産権制度、知的財産の活用、紛争、経営や事業に役立つ知財戦略等、知的財産に係る各種ご相談、セミナー、コンサルティング、その他の普及啓発活動等、様々な事業を行っています。加えて、特許庁、北海道経済産業局、（公社）発明協会、弁護士会等の関係機関・団体とも交流を図っています。

（3）関東会

関東会は、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、群馬県、茨城県、山梨県からなる8つの都県による地域組織です。会員数は約8,000名、日本弁理士会の中で最も規模の大きい地域会です。会長をはじめ副会長15名、幹事30名、監査役4名の役員会のもと、各都県やその支援機関でのセミナー、無料相談会、大学、高専、小中高などの教育機関における支援、知財経営支援ネットワークに基づく関係機関との連携による支援事業、各都県の賀詞交換会、会員向け新人歓迎会などを実施しています。

（4）選挙管理委員会

選挙管理委員会は、（1）選挙人名簿の作成、選挙の告示、候補者の推薦・立候補等の届出の受理、役員選挙広報

の公示、投票及び開票の管理その他の選挙に関する事務の遂行、(2) 開票所立会人及び郵便投票立会人の選任、当選人の決定その他選挙を実施するのに必要な事項の決定、(3) 選挙権及び被選挙権の有無、投票の効力その他選挙の実施にあたって生じた疑義についての決定、(4) 選挙運動の監督を行う委員会です。

今年度は二年に一度の会長選挙が行われる年になりますが、選挙に関する事務を公正中立に遂行して参ります。

(5) 弁理士推薦委員会

弁理士推薦委員会は、外部諸団体などに対する弁理士の推薦依頼への対応及び推薦の確認や、裁判所調査官等候補者の選定を行う組織です。裁判所や税関など、外部の他の団体などから弁理士の推薦の依頼を受けた際、会員に対して募集を行い、適任の弁理士を推薦する活動を行っています。

(6) 貿易円滑化対策委員会

貿易円滑化対策委員会は、知財の模倣対策に関する調査・研究、関税法等による水際取締りの検討等を目的とする委員会です。今年度も、外部団体への委員派遣、外国における模倣品・海賊版対策についての情報収集及び会員への情報提供等、水際手続きに関して国内外の税関及び関係団体との交流、情報・意見交換及び集合研修開催等を行う予定です。また、IIPPF のメンバーとして IIPPF の運営に協力するほか、コンテンツ海外流通促進機構(CODA)、コンピュータソフトウェア著作権協会(ACCS)との交流、情報交換等も行っています。

(7) 産業標準委員会

産業標準委員会は、産業標準に関する調査、研究、検討や、産業標準にかかるビジネスの企画、研究を行う委員会です。具体的には、経営課題に対して行う標準化提案を含んだコンサルティングの実施に必要な情報の収集、コンサルティングの実施、及び実施による情報の収集、標準規格策定段階及び標準規格策定後における知財戦略の調査及び検討を行います。

また、弁理士業務に役立つ産業標準に関する情報及び具体例の検討や産業標準に関する会員向けセミナーの企画及び実施、産業標準に関係する諸機関・諸団体への対応、連携、情報交換及びその報告も行う予定です。

(8) 知財活用検討委員会

知財活用検討委員会は、知財の紛争処理を含む知財活用に関する政策提言や調査、研究を行う委員会です。知財訴訟をはじめとする知財活用に関する検討及び提言と、知財訴訟以外の知財紛争処理システム(日本知的財産仲裁センター等の民間ADR機関における仲裁・調停、裁判所における知財調停等)の利用価値の向上を図るための方策の検討及び提言を行っています。

加えて、本年度は統一ドメイン名紛争処理方針(UDRP)の認定紛争処理機関として一般トップレベルドメインの紛争処理を扱えるようにすべく、日本知的財産仲裁センターが、アジアドメイン名紛争解決センター(ADNDRC)へ東京事務所として参加する際の、組織運営上の課題抽出とその解決策の検討を行う予定です。

(9) 知財・標準化一体的活用検討ワーキンググループ

知財・標準化一体的活用ワーキンググループは、大学等外部への標準に関する講座・セミナーへの講師派遣、標準化に関する研修の拡充、弁理士による知財・標準化を一体的に取り扱う活動の整理、標準化人材登録 Directry(STANDirectry)への弁理士の登録を行う組織です。委員には、産業標準委員会の担当副会長経験者及び委員長経験者が就任しています。

(10) イノベーション・産業競争力強化促進ワーキンググループ

イノベーション・産業競争力強化促進ワーキンググループは、経済産業省の産業構造審議会イノベーション・環境分科会開催に伴い、日本の産業競争力・イノベーションを促進するための政策等について検討・提言することを主として設置された組織です。イノベーション審議会等の開催に対応したイノベーションに関する事項・産業競争

力に関する事項について検討します。

3. おわりに

2026 年度は北村会長の任期 2 年目となります。執行役員会の事業計画について十分な成果を出せるよう尽力して参ります。会員及び関係者の皆様には、会務へのご協力及びご支援のほど、よろしくお願い申し上げます。